

京都市告示第 312号

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市文化財建造物保存技術研修センターを臨時開所します。

平成16年10月18日

京都市長 榊本 頼兼

臨時に開所する日

| | |
|------------------|------------|
| 平成16年10月24日(日) | 9:00~17:00 |
| 平成16年10月31日(日) | 9:00~17:00 |
| 平成16年11月 3日(水・祝) | 9:00~17:00 |
| 平成16年11月 7日(日) | 9:00~17:00 |
| 平成16年11月14日(日) | 9:00~17:00 |
| 平成16年11月21日(日) | 9:00~17:00 |
| 平成16年11月23日(火・祝) | 9:00~17:00 |
| 平成16年11月28日(日) | 9:00~17:00 |

(文化市民局文化部文化財保護課)